長浜市訓令第40号

長浜市事務決裁規程(平成18年長浜市訓令第3号)の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

長浜市長 浅見 宣義

٦	別表第1中						
	事務の処 理基準、 要領、手 続等の決 定			0			
を 「							<u> </u>
	事務の処 理基準、要領、 続等の決 定			0	総長談の要限る課懇等催に	重案件は専決	
ح 7	`						·
	2 委員の 委嘱及び 解職	0			総務課 長 人権施 策推進 課長	委員の 解嘱の みのは き 専決	
を 「							J
	2 委員の	0			総務課	委員の	

	解嘱			人権施 策推進 課長	みの場 合は部 長専決	
Ю. Г	`					J
	3 情保関法び市情保関法行にく個報用以利びの個報護す律長個報護す律条基保人の目外用提承人のにる及浜人のにる施例づ有情利的の及供認		0	総長デル推長子機にも限る務・ジ行進(計処係の)。		
を 「						J
	3 情保関法基保人のにるにく個報		0	総長人のにる第条 課個報護す律92		

の利用 目的以 外の利			項各号 の規定 に基づ	
用及び提供の			くものに限	
承認			る。)	

に改める。

附則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。

]